

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年8月3日	北信運輸株式会社(法人番号6130001033633)代表者小林克彦	京都府久世郡久御山町野村村東72-1	本社	京都府久世郡久御山町野村村東71-1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年2月4日、同年3月1日及び同年3月10日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	4	4
令和4年8月4日	KOYOエクスプレス株式会社(法人番号1120101052324)代表者樋井利恵	大阪府羽曳野市高鷲6丁目14番14号	本社	大阪府羽曳野市高鷲6丁目14番14号	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年1月17日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)	7	7
令和4年8月4日	サザントランスポートサービス株式会社(法人番号9120101004508)代表者片岡健治	大阪府堺市堺区神南辺町1-45-1	りんくう	大阪府泉佐野市りんくう往来北5-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年5月12日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和4年8月4日	秀米運輸商事株式会社(法人番号4122001003420)代表者松原秀樹	大阪府東大阪市大蓮南5-1-12	本店	大阪府東大阪市大蓮南5-1-12	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年6月30日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務等の記録違反【記録】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年8月10日	株式会社MFL(法人番号2120902002170)代表者信川英樹	大阪府摂津市鳥飼西1丁目1番17号	本社	大阪府摂津市鳥飼西1丁目1-17	輸送施設の使用停止(125日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年11月15日、同年11月26日、同年12月23日及び令和4年1月31日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(5)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(9)(10)運転者台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(12)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(13)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(施行規則第14条第2号)	23	13
令和4年8月17日	日本商運株式会社(法人番号5122001019663)代表者田中康正	大阪府八尾市青山町1丁目6番5号	本社	大阪府八尾市青山町1丁目6番5号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年8月18日	株式会社田口建設工業(法人番号7120101025398)代表者田口清治	大阪府松原市天美北5丁目10番23号	本社	大阪府松原市天美北5丁目10番23号	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年11月9日及び同年11月29日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)無車検運行(安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(12)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	11	11
令和4年8月19日	アート引越センター株式会社(法人番号8122001015081)代表者寺田政登	大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号	西大阪支店	大阪府大阪市港区福崎2丁目1番67号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和4年8月25日	有限会社一物流(法人番号9130002029891)代表者中岡一斗	京都府木津川市山城町綺田南河原58番地	本社	京都府木津川市山城町綺田南河原58番地	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年2月10日及び同年3月7日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	3	3

行政処分等の 年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年8月30日	有限会社勇誠運輸(法人番号5120902012101)代表者小原幸男	大阪府摂津市別府1丁目16番9号	本社	大阪府摂津市別府1丁目16番9号	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年1月18日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	7	7